

○園芸施設共済共済価額設定準則

(昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第五百五十一号)

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第二百十条の二十二第三項の規定に基づき、園芸施設共済共済価額設定準則を次のように定め、昭和五十四年四月一日から施行する。

園芸施設共済共済価額設定準則

- 1 農業災害補償法（以下「法」という。）第二百十条の二十二第一項の共済価額は、当該園芸施設共済が、特定園芸施設（法第八十四条第一項第七号の特定園芸施設をいう。以下同じ。）のみを共済目的としている場合にあっては第一号に掲げる金額、特定園芸施設に併せて附帯施設（法第八十四条第四項第一号の附帯施設をいう。以下同じ。）を共済目的としている場合にあっては第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額を加えた金額、特定園芸施設に併せて施設内農作物（法第八十四条第四項第二号の施設内農作物をいう。以下同じ。）を共済目的としている場合にあっては第一号に掲げる金額に第三号に掲げる金額を加えた金額、特定園芸施設に併せて附帯施設及び施設内農作物を共済目的としている場合にあっては第一号に掲げる金額に第二号に掲げる金額及び第三号に掲げる金額を加えた金額とする。
 - 一 特定園芸施設がガラス室（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設をいう。以下同じ。）である場合にあっては当該特定園芸施設の共済責任期間開始の時における再建築価額（当該特定園芸施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再築するのに要する費用に相当する金額をいう。以下同じ。）にガラス室の時価現存率（当該ガラス室の価額の当該ガラス室の再建築価額に対する割合として別に農林水産大臣が定めるものをいう。）を乗じて得た金額、特定園芸施設がプラスチックハウス（主としてプラスチックフィルム若しくは通気性を有する被覆材により被覆されている特定園芸施設又は屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている特定園芸施設をいう。以下同じ。）である場合にあっては当該特定園芸施設の共済責任期間開始の時における再建築価額からプラスチックフィルム、通気性を有する被覆材又は合成樹脂板（以下「プラスチックフィルム等」という。）の共済責任期間開始の時における再取得価額（当該プラスチックフィルム等と同一の材質、厚さ、面積及び型を有するものを再取得するのに要する費用に相当する金額をいう。以下同じ。）を差し引いて得た金額にプラスチックハウスの時価現存率（当該プラスチックハウスのプラスチックフィルム等以外の部分の価額の当該プラスチックハウスの再建築価額から当該プラスチックフィルム等の再取得価額を差し引いて得た金額に対する割合として別に農林水産大臣が定めるものをいう。）を乗じて得た金額と当該プラスチックフィルム等の共済責任期間開始の時における再取得価額に被覆経過割合（当該プラスチックフィルム等の価額の当該プラスチックフィルム等の再取得価額に対する割合として別に農林水産大臣が定めるものをいう。）を乗じて得た金額とを合計して得た金額
 - 二 附帯施設の共済責任期間開始の時における再取得価額（当該附帯施設と同一の構造、材質、用途、規模、型及び能力を有するものを再取得するのに要する費用に相当する金額をいう。）に附帯施設の時価現存率（当該附帯施設の価額の当該附帯施設の再取得価額に対する割合として別に農林水産大臣が定めるものをいう。）を乗じて得た金額
 - 三 特定園芸施設の共済責任期間開始の時における再建築価額に施設内農作物価額算定率（当該施設内農作物を標準的な経営において栽培したとした場合に要する経費の当該特定園芸施設の再建築価額に対する割合として別に農林水産大臣が定めるものをいう。）を乗じて得た金額
- 2 当該園芸施設共済の共済関係が農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号。以下「規則」という。）第三十三条の二十七第二項の申出に係るものである場合における法第二百十条の二十二第一項の共済価額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された金額に、規則第三十三条の二十七第二項各号列記以外の部分の規定により農林水産大臣が定める金額を加えた金額とする。
- 3 当該園芸施設共済の共済関係が規則第三十三条の二十七第三項の申出に係るものである場合における法第二百十条の二十二第一項の共済価額は、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により算定された金額に、規則第三十三条の二十七第三項の規定により農林水産大臣が定める金額を加えた金額とする。